

入札公告

国立大学法人筑波大学において、下記のとおり一般競争入札に付します。
記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 筑波大学東京キャンパス文京校舎及び放送大学東京文京学習センター
構内警備業務
- (2) 業 務 期 間 令和6年4月1日から令和9年3月31日

2 仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

- (1) 日 時 令和5年12月7日 14時30分
- (2) 場 所 〒112-0012 東京都文京区大塚3丁目29-1
国立大学法人筑波大学東京キャンパス文京校舎3F337
会議室
- (3) 仕様書等関係書類交付方法
仕様書等関係書類は、本公告に添付する。
問合せ先：〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学財務部契約課（担当：平田）
電話番号 029-853-2179

または

- 〒112-0012 東京都文京区大塚3丁目29-1
国立大学法人筑波大学東京キャンパス事務部企画推進課
（担当：齊藤）
電話番号 03-3942-6257

3 入札書等提出期限等

- (1) 提 出 先 上記2の問合せ先と同じ
- (2) 提出期限 令和5年12月18日 17時00分

4 開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年2月2日 14時00分
- (2) 場 所 〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学本部棟3階財務部入札室

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格の

いずれかにおいて令和6年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。

- (4) 都道府県公安委員会の警備業の認定を受けていること。
- (5) 20,000 m²以上の床面積を有する建物（学校・官公庁・公益法人）の構内警備業務を3年以上継続して行った実績を有する者であること。
- (6) ISO 9001（品質マネジメントシステム）を取得していること。
- (7) プライバシーマーク又はI SMS（ISO27001・情報セキュリティマネジメントシステム）を取得していること。
- (8) 請負に係る迅速なアフターサービス等の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (9) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 入札保証金及び契約保証金
免除する。

8 入札の無効
本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則第15条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。

9 契約書の作成
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 落札者の決定方法
本契約は、価格交渉落札方式とする。
本公告に示した役務を履行できると契約担当役が判断した入札者であって、国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行ったうえで契約金額を決定するものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者と価格交渉を行ったうえで契約金額を決定するものとする。

以上公告する。

令和5年11月30日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 奈良 哲

入札書提出の注意事項

- 1 入札書提出期限 令和5年12月18日 17時00分
(郵便(書留郵便に限る。))又は宅配便(以下、「郵送等」という。)で
発送する場合には提出期限までに必着のこと)
提出場所 〒305-8577
茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学財務部契約課 平田
電話番号: 029-853-2179
- 2 入札書は別添記載例を参考に別紙様式により作成し、直接に提出する場合は封書に入れ
密封し、その封皮には競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「2
月2日開札 筑波大学東京キャンパス文京校舎及び放送大学東京文京学習センター構内警
備業務の入札書在中」と記載して提出すること。
郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「2月2日開札 筑波大学東京キャン
パス文京校舎及び放送大学東京文京学習センター構内警備業務の入札書在中」と記載し、
中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記1の提出場所宛に入
札書の提出期限までに送付すること。なお、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他
の方法による入札は認めない。
- 3 いったん提出された入札書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 4 代理人が入札する場合は、入札時までには必ず代理委任状を一通提出すること。
- 5 入札書作成の注意
 - (1) 件名は仕様書記載のとおり省略せずに記載すること。
 - (2) 入札金額は算用数字を用いて明確に記載すること。
 - (3) 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)を
記載し押印すること。
(ただし、代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、
その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏
名及び押印)
 - (4) 日付を必ず記載すること。
- 6 無効の入札書
入札書で次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。
 - (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
 - (2) 件名及び入札金額のない入札書
 - (3) 競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印
のない又は判然としない入札書
 - (4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又
は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印の
ない又は判然としない入札書(競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号
及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当
な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)
 - (5) 件名に重大な誤りのある入札書
 - (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
 - (8) 入札書提出期限までに到達しなかったもの
 - (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

7 開札

- (1) 開札は、競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記（1）の立会職員以外の者は入場することはできない。
- (3) 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (4) 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示すること。この場合、代理人が上記4に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出すること。
- (5) 競争加入者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (6) 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

8 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

10 落札決定の日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。

11 落札者の決定方法は、価格交渉落札方式とする。

国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行ったうえで契約金額を決定するものとする。なお、落札者を決定するにあたっては、競争加入者の契約履行能力のほか、入札金額についても当該金額により契約の適正な履行が確保できるか否かの判断を行うため、最低価格の入札について、当該入札金額が予定価格の制限の範囲内であっても、予め契約担当役が設定した最低基準額を下回る場合には、当該最低価格の入札を行った者を直ちに落札者とはせず、契約担当役が必要な調査を行うこととする。

その結果、契約担当役が、当該入札者が契約の内容を適正に履行できると判断した場合には落札者とし、履行できないと判断した場合には、その他の入札者のうち、予定価格の制限の範囲内であって、最低価格の入札を行った者を落札者とし、その者と価格交渉を行ったうえで契約金額を決定するものとする。

なお、契約担当役が調査を行うにあたり、当該入札者に対して事情聴取並びに資料の提出を求めることとなるので、これに応じるものとし、十分な協力が得られない場合には、当該入札者を落札者とししない。

12 競争参加資格の確認のための書類等

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格の確認のための書類等を下記の期日までに提出すること。

なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求められた条件に関し、説明を求め

られた場合には、競争加入者又は代理人の負担において完全な説明をしなければならない。

(1) 競争参加資格の確認のための書類

- ・ 令和6年度に係る一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書
（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し……………1部
- ・ 都道府県公安委員会の警備業の認定を受けていることを証明する書類……………1部
- ・ 20,000㎡以上の床面積を有する建物（学校・官公庁・公益法人）の構内警備業務を3年以上継続して行った実績を有することを証明する書類……………1部
- ・ ISO 9001（品質マネジメントシステム）を取得していることを証明する書類……………1部
- ・ プライバシーマーク又はISMS（ISO27001・情報セキュリティマネジメントシステム）を取得していることを証明する書類……………1部
- ・ 迅速なアフターサービス等の体制が整備されていることを証明する書類
（様式任意：連絡先体制表等）……………1部

(2) その他提出書類

- ・ 参考見積書……………1部
- ※人件費、その他諸経費、一般管理費等の内訳を記載すること。

（注）上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

提出期限	上記1の入札書提出期限と同じ (郵送等で発送する場合には提出期限までに必着のこと)
提出場所	上記1の提出場所と同じ

1.3 その他

(1) この契約に必要な細目は、以下によるものとする。

- ・ 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
- ・ 役務提供契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

(2) 添付資料

- ① 仕様書
- ② 契約書（案）
- ③ 入札書様式
- ④ 入札書記載例
- ⑤ 委任状参考例
- ⑥ 参考見積書の提出に係る留意事項について

仕 様 書

件 名 筑波大学東京キャンパス文京校舎及び放送大学東京文京学習センター構内警備業務

I. 一般事項

1. 実施場所

東京都文京区大塚 3-29-1

筑波大学東京キャンパス文京校舎及び放送大学東京文京学習センター構内

2. 契約期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3. 業務実施日

契約期間中毎日

4. 業務従事者の届出

(1) 請負者は、当該請負業務に従事させる者を定め、業務開始前までに次の書類を提出すること。

また変更するときも同様とする。

ア 業務従事者名簿

イ 業務従事者の警備に関する業務経歴書

ウ 「Ⅱ. 業務内容...5. 業務従事者」に定める業務従事者の資格、免許の写し

(2) 業務を請け負うこととなった者は、落札後速やかに請負業務を行うための準備を行うとともに現請負者から業務の引継ぎを受けるものとする。また、請負者が交替することになった場合、請負者は業務が引き継がれるよう協力するものとする。

5. 業務請負にあたり必要な要件

(1) 請負者は、都道府県公安委員会の警備業の認定を有すること。

(2) 請負者は、20,000㎡以上の床面積を有する建物（学校・官公庁・公益法人）の構内警備業務を3年以上継続して行った実績を有していること。

(3) 請負者は、ISO 9001（品質マネジメントシステム）を取得していること。

(4) 請負者は、プライバシーマーク又はISMS（ISO27001・情報セキュリティマネジメントシステム）を取得していること。

6. 代金の支払い

請負代金は1か月毎に支払うものとし、発注者は、当該月分の検査完了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

7. 契約の細目

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

8. その他

この仕様書は大要を示すものであり、現場の状況等に応じて仕様書に記載の無い事項であっても、発注者が施設管理上必要と認めた場合は、発注者請負者間において協議のうえ、契約金額の範囲内で業務を実施するものとする。

II. 業務内容

1. 警備目的

筑波大学東京キャンパス文京校舎及び放送大学東京文京学習センターの敷地、施設、設備等の保全及び構内秩序の維持を目的として、本仕様書の定めに従い、火災、盗難その他の災害の発生の防止並びに構内への無断侵入等不正行為の排除を行うものとする。

2. 警備体制

- (1) 警備員の配置は、昼勤2名、夜勤2名とし、警備員詰所及び巡回区域は別紙1のとおりとする。
- (2) 正門脇の警備員詰所については必要に応じて立哨することとする。

3. 勤務体制

- (1) 昼勤は、8時から16時までの8時間勤務とする。休憩時間は45分間とする。
- (2) 夜勤は、16時から翌日8時までの16時間勤務とする。休憩時間は1時間とし、交代で仮眠を4時間とるものとする。なお、仮眠中であっても緊急事態が発生した場合は、平常状態に復帰するまで仮眠はしないものとする。
- (3) 請負者は、当該月のシフト表（様式任意）を、当該月の前月末までに、筑波大学東京キャンパス事務部企画推進課予算企画担当に提出すること。

4. 業務内容

(1) 定位置警備

ア 正門脇警備員詰所：祝日を除く8時30分から9時30分（定位置警備（立哨警備））

その他の時間は適宜必要に応じて対応

- a 不審者、不法行為者、危険物の侵入阻止
- b 来訪者への対応

来訪者に対する施設案内や、身体に障害を持つ学生等に対して建物内への誘導を行う。
施設の閉館以降も滞在している場合には、必要に応じて退出を促す。

c 車両管理

構内に入る車両の整理・確認、通行の支障にならないよう停車場への案内誘導を行う。

d 落葉・枯枝等の除去

正門付近の落葉・枯枝等の除去を行う。作業に当たっては、清掃業務従事者と相互協力し実施するものとする。

- イ 建物内警備員詰所及び正面入口電子掲示板下の定位置警備：正門脇警備員詰所における定位置警備業務が行われている時間については、建物内警備員詰所又は正面入口電子掲示板下のいずれか一方における定位置警備
 - a 不審者、不法行為者、危険物の侵入阻止
 - b 来訪者への対応
 - 来訪者に対する施設案内や入館者名簿の記入依頼、身体に障害を持つ学生等に対して目的場所への誘導を行う。
 - c 風除室内側自動ドア開閉
 - d 鍵の保管及び管理
 - 当施設においては独自の入退室管理システムが設置されており、運用に当たっては発注者と連携を十分図ることとする。
 - e 中央監視装置（館内空調、照明等）の管理及び職員勤務時間外における操作対応
 - f 火災報知機、監視カメラモニター等の管理及び監視
 - g トイレ呼出表示器の呼出表示があった場合の対応
 - h 傷病者が発生した場合の救急車到着までの適切な応急処置
- (2) 巡回警備（建物構外及び地下1階から6階までの館内）
 - ア 巡回時間
 - 巡回は1日2回とし、時間については夜勤帯に行うものとし、発注者請負者間で相談の上、決定する。
 - なお、上記以外にも適宜必要に応じて巡回すること。
 - イ 不法侵入者、不審徘徊者、潜伏者、危険物等の早期発見及び排除
 - ウ 盗難の予防及び施設破損の有無点検
 - エ 火災、地震等発生時の処置等
 - 自衛消防隊の組織員として避難誘導・救護・消火・通報・連絡等に対処すること。
 - オ 出火防止業務
 - a 避難路、誘導通路の障害物の点検と除去
 - b 火災予防上の火気点検、消防設備（消火器、消火栓、防火戸等）の設置状況の点検及び障害物除去
 - c 自主検査チェック表（別紙2）の記録及び報告（週1回以上）
 - カ 各部屋等の窓、扉の施錠、及び点灯・消灯、空調機の操作状況確認
 - キ 違法駐車、送水口前の駐車、長期駐車予防と阻止
- (3) その他警備関連業務
 - ア 正門開閉（原則として5時に開門し、23時に閉門する。）
 - イ 大学旗、国旗等の掲揚及び降下（夜間及び雨天・悪天候を除く）
 - ウ 新聞の受領、仕分、整理及び事務室等への搬送
 - エ 警備日誌（別紙3）及び入退館名簿（別紙4）の記録及び報告
 - オ 交代時の引継ぎ
 - カ 発注者が禁止している行為の阻止
 - キ 構内での拾得物の管理
 - ク その他、発注者が施設管理上必要とする事項

5. 業務従事者

- (1) 請負者は、警備員として、節度と良識を兼ね備えた心身ともに健康な成人で、警備業務を十分に遂行でき得る従事者を配置しなければならない。また、施設警備業務検定2級以上の検定合格者で、相当の実務経験を有した指導力のある者（以下、「資格所持者」という。）を常時1名配置するものとする。
- (2) 管理長を1名配置するものとする。管理長は、全体の業務管理、指揮、命令を行い、本学施設管理担当者と業務遂行のための連携を行うものとする。また、管理長は警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）第22条第2項に基づく「警備員指導教育責任者資格者証」の交付を受けた者でなければならない。
- (3) 警備員は、本学の自衛消防隊の組織員となるため、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防業務講習課程を修了した者（令和6年4月1日以降も有効であること）とする。
- (4) 発注者が業務上適当でないと認めた場合には、警備員の交替を請求することができる。

6. 教育・訓練等

- (1) 請負者は、業務従事者に対して、初任者教育、法定安全教育等を実施し、善良な管理者の注意義務をもって業務に従事させるよう努める。また問題が発生した場合は、発注者とともに誠意を持ってその解決にあたり、請負業務の履行に支障をきたすことのないよう努めなければならない。
- (2) 警備業務については、警備員指導教育責任者より業務従事者に対して警備業法に基づく新任教育、年2回の現任教育を実施すること。
- (3) 請負者は、すべての業務従事者に対し、年2回のマナーアップ教育を行い、業務従事者は、服装等の清潔を維持するほか、言語行動等に十分注意するとともに、本施設が公共性の高い教育・研究機関であることを十分理解し、施設利用者及び職員等に不快感を与えることのないよう注意しなければならない。その他月次定期指導教育により、AEDの活用訓練、緊急時の連絡及び行動教育を実施する。
- (4) 業務従事者は、発注者が実施する防災訓練等に参加し、協力する。
- (5) 業務従事者は、勤務時間中必ず制服、制帽及びネームプレートを着用すること。そのために必要な経費は請負者の負担とする。
- (6) 業務従事者は、照明のスイッチ、火災報知機、消火器等の位置及び取扱操作方法を熟知し、事故及び故障以外は操作し復旧すること。また、誘導灯、消火栓灯の球切れを発見した場合は、発注者に連絡すること。
- (7) 緊急時又は業務上必要な時以外は、治療室・講義室等業務が行われている場所には立ち入らないこと。
- (8) クレーム等が発生した時は、発注者への連絡を含め即座に対応し、常に誠実な態度で適切な対応に努めること。
- (9) 業務従事者は勤務中みだりに勤務場所を離れてはならない。
- (10) 請負者並びに警備員指導教育責任者による巡察・監査を定期的に行い、警備状況の実態について査察を実施し、巡察・監査報告を発注者に行うこと。

(11) 不必要な照明の消灯など、エネルギー節約に努めること。

7. 費用負担区分

(1) 発注者が負担する経費

光熱水費、通信費（電話料）、業務従事者の警備員詰所及び設備に係る経費

(2) 請負者が負担する経費

人件費（給与、法定福利費、福利厚生費を含む。）、業務従事者の被服寝具、クリーニング代、研修費、事務用消耗品、巡回記録器具（※）

※巡回記録器具の設置場所については、契約締結後から令和6年3月31日までの間に発注者と請負者で協議して定める。

8. その他

(1) 請負者は、本仕様書の定めるところにより、警備を計画的に実施するため「警備員勤務計画表（様式任意）」を当該月の始めに発注者に提出すること。

(2) 請負者の責に帰すべき事由により、発注者に損害を与えた場合には、請負者はその賠償の責を負うものとする。

(3) 請負者は、業務上知り得た事項等を他に漏らしてはならない。本契約を退いた後も同様とする。

(4) 請負者は、契約期間中に行う業務について、業務開始前までにマニュアルを作成し、発注者に提出しなければならない。なお、業務開始後、内容に変更が生じた場合には、その都度、最新のマニュアルを再提出すること。

巡回区域（別紙 1-1 ～ 別紙 1-8 ）については、

仕様書等関係書類交付場所

① 〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目 1 番 1

国立大学法人筑波大学財務部契約課（担当：平田 彬）

電話番号 029-853-2179

② 〒112-0012 東京都文京区大塚 3-29-1

国立大学法人筑波大学東京キャンパス事務部企画推進課

（担当：齊藤 研也）

電話番号 03-3942-6257

上記いずれかで交付する。

自主検査チェック表（日常）「火気関係」

月

実施者		実施項目			区域	階		
日	曜日	実施項目					ガス器具のホース老化・損傷 ※(実験室309/ 339のみ)	
		電気器具の配線劣化・損傷の確認	火気使用設備器具の設置・使用状況の確認	終業時の火気の確認 ※(火気を使用した場合)	共用部分の可燃物の有無	倉庫の施錠管理		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防災管理者（防火管理者）に報告する。
実施者の視認できる範囲とする。

(凡例) ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

防災管理者
(防火管理者)
確認

※週1回以上の頻度で自主検査を実施

自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」

実施者		担当範囲		階	
実施日時					
実施項目	確認箇所	チェック状況	チェック状況	チェック状況	チェック状況
避難障害	避難口				
	廊下 避難通路				
	階段				
閉鎖障害	防火戸 防火 シャッター				
操作障害等	屋内 消火栓				
	自火報				
備考					

実施者		担当範囲		階	
実施日時					
実施項目	確認箇所	チェック状況	チェック状況	チェック状況	チェック状況
避難障害	避難口				
	廊下 避難通路				
	階段				
閉鎖障害	防火戸 防火 シャッター				
操作障害等	屋内 消火栓				
	自火報				
備考					

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防災管理者（防火管理者）に報告する。

(凡例) ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

防災管理者
(防火管理者)
確認

※週1回以上の頻度で自主検査を実施

警 備 日 誌

建物名	筑波大学東京キャンパス文京校舎及び放送大学東京文京学習センター					巡回記録	
教育長	次 長	企画推進課長	主幹(企画推進)	係 長	担当者		
/	/				/		
令和 年 月 日 () 天 候 : 晴 れ 曇 り 雨 その他 ()							
昼 勤	警 備 員 氏 名	印	夜 勤	警 備 員 氏 名	印		
巡 視	午 前	印	午 後	印	翌 朝	印	
	: ~ :		: ~ :		: ~ :		
	: ~ :		: ~ :		: ~ :		
	: ~ :		: ~ :		: ~ :		
記 事	機 関	保安点検	施 錠	そ の 他			
	筑 波 大 学						
	放 送 大 学						
	筑波アカデミ法律事務所						
特記事項							

警備日誌別紙

日時	令和 年 月 日 () 時 分
担当警備員	
発生内容	
対応状況	
日時	令和 年 月 日 () 時 分
担当警備員	
発生内容	
対応状況	
日時	令和 年 月 日 () 時 分
担当警備員	
発生内容	
対応状況	

請負契約書（案）

件名 筑波大学東京キャンパス文京校舎及び放送大学東京文京学習センター構内警備業務

請負代金額 金 円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円也（消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。）

なお、消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）については、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等は変動後の税率により計算し、請負代金額を決定するものとする。

発注者 国立大学法人筑波大学 契約担当役 財務担当副学長 奈良 哲（以下「甲」という。）及び分任契約担当者 放送大学学園 財務部長 丸山 和伯（以下「乙」という。）と、請負者（以下「丙」という。）との間において、上記の件名（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額をもって、次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 丙は、別紙仕様書に基づいて業務を遂行するものとする。

第2条 契約期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第3条 業務の実施場所は、国立大学法人筑波大学東京キャンパス文京校舎及び放送大学東京文京学習センター構内とする。

第4条 丙は、当該月の業務を完了した時は、業務完了通知書を国立大学法人筑波大学東京キャンパス事務部企画推進課及び放送大学東京文京学習センターに各々送付するものとする。

第5条 請負代金は、甲及び乙が各自の負担分を1か月毎に支払うものとし、各々の負担内訳は別紙のとおりとする。

丙は、当該月分の請求書を、国立大学法人筑波大学東京キャンパス事務部企画推進課及び放送大学東京文京学習センターに各々送付するものとする。

第6条 甲及び乙は、当該月分の検査完了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に各々の負担分を支払うものとする。

第7条 丙は、この契約に関連して知ることのできた甲及び乙の知識、情報、その他の権利（法的利益を含む。）、及び個人の秘密を第三者に漏洩し、又は譲渡し、若しくは使用させてはならない。

第8条 甲及び乙は、丙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。

（1）正当な理由がなく、業務を履行しないとき。

（2）契約期間内又は契約期間経過後相当の期間内に履行を完了する見込みがないと認められるとき。

（3）正当な理由なく、第9条第1項の履行の追完がなされないとき。

（4）前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 丙は、前各号のいずれかに該当したときは、甲及び乙の請求に基づき、契約金額の10分の1を違約金として、甲の指定する期間内に支払うものとする。

第9条 甲及び乙は、完了した業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、丙に対し、履行の追完を請求することができるものとする。

2 前項の契約不適合の場合において、甲及び乙がその不適合を知った日から1年以内にその旨を丙に通知しないときは、甲及び乙は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

第10条 丙は、業務の実施にあたり故意又は過失により、甲及び乙の管理する財産に損害を与えた時は、その損害を賠償し、又は原状に復するものとする。但し、事故の発生原因が天災その他避けるこ

とのできない事由による場合で、甲及び乙がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

第11条 契約が途中で解除された場合、又は甲及び乙の正当な理由により履行日数に変更があった場合には、請負代金は日割計算とする。

(但し、当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。)

第12条 甲及び乙は、正当な理由により契約の全部又は一部を解除しようとする場合には、解除しようとする日の30日前までに書面により通知するものとする。この場合においては、損害の賠償請求はしないものとする。

第13条 契約期間内において仕様の変更をする場合は、三者協議のうえ契約を変更するものとする。

第14条 丙は、従事者で業務遂行上、甲及び乙が不相当と認めた場合は、その者を交替させなければならないものとする。

第15条 契約保証金は免除する。

第16条 この契約について、甲及び乙丙間に紛争を生じたときは、三者協議の上、これを解決するものとする。

第17条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役員契約基準によるものとする。

第18条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、三者協議のうえ定めるものとする。

第19条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲、乙及び丙は次に記名し印を押すものとする。

この契約書は3通作成し、各々1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 奈良 哲

乙 千葉県千葉市美浜区若葉2丁目11番地
分任契約担当者
放送大学学園財務部長 丸山 和伯

丙

請負代金月別負担内訳

年 月		筑波大学		放送大学	
		税込金額	消費税額	税込金額	消費税額
令和6年	4月	円	円	円	円
令和6年	5月	円	円	円	円
令和6年	6月	円	円	円	円
令和6年	7月	円	円	円	円
令和6年	8月	円	円	円	円
令和6年	9月	円	円	円	円
令和6年	10月	円	円	円	円
令和6年	11月	円	円	円	円
令和6年	12月	円	円	円	円
令和7年	1月	円	円	円	円
令和7年	2月	円	円	円	円
令和7年	3月	円	円	円	円
小 計		円	円	円	円
令和7年	4月	円	円	円	円
令和7年	5月	円	円	円	円
令和7年	6月	円	円	円	円
令和7年	7月	円	円	円	円
令和7年	8月	円	円	円	円
令和7年	9月	円	円	円	円
令和7年	10月	円	円	円	円
令和7年	11月	円	円	円	円
令和7年	12月	円	円	円	円
令和8年	1月	円	円	円	円
令和8年	2月	円	円	円	円
令和8年	3月	円	円	円	円
小 計		円	円	円	円
令和8年	4月	円	円	円	円
令和8年	5月	円	円	円	円
令和8年	6月	円	円	円	円
令和8年	7月	円	円	円	円
令和8年	8月	円	円	円	円
令和8年	9月	円	円	円	円
令和8年	10月	円	円	円	円
令和8年	11月	円	円	円	円
令和8年	12月	円	円	円	円
令和9年	1月	円	円	円	円
令和9年	2月	円	円	円	円
令和9年	3月	円	円	円	円
小 計		円	円	円	円
合 計		円	円	円	円
総合計		(筑波大学+放送大学)		円	円

入札書様式

入 札 書

件 名 筑波大学東京キャンパス文京校舎及び放送大学東京文京学習センター構内警備業務

入札金額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人
筑波大学 御中

競争加入者
住 所
会 社 名
代表者氏名

印

記載例 1 (代理人が入札する場合)

入 札 書

件 名 筑波大学東京キャンパス文京校舎及び放送大学東京文京学習センター構内警備業務

入札金額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人
筑波大学 御中

競争加入者

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇

代表者の押印は不要

代理人

〇〇〇〇株式会社
〇〇支店長 〇 〇 〇 〇 印

又は
代理人 〇 〇 〇 〇 印

記載例 2 (復代理人が入札する場合)

入 札 書

件 名 筑波大学東京キャンパス文京校舎及び放送大学東京文京学習センター構内警備業務

入札金額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人
筑波大学 御中

競争加入者

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇

代表者の押印は不要

復代理人 〇 〇 〇 〇 印

参考例 1（社員等が入札の都度競争加入者の代理人となる場合）

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者）

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

私は、〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

件 名 筑波大学東京キャンパス文京校舎及び放送大学東京文京学習センター構内警備業務

委任事項 1 令和 年 月 日筑波大学において行われる上記一般競争入札の開札立合及び再度入札に関する件
2 令和 年 月 日提出期限の上記一般競争入札の入札書作成に関する件（※注1）

受任者（代理人）使用印鑑



(注) 1 事前に提出する入札書を代理人（入札書記載例1の社員等）が作成する場合は、委任事項2が必要となる。競争加入者（代表者）又は代理人（入札書記載例1の支店長等）が作成する場合は、委任事項2は削除すること。

2 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

参考例3（支店等の社員等が入札の都度競争加入者の復代理人となる場合）

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者の代理人）

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

〇〇支店長 〇 〇 〇 〇 印

私は、〇 〇 〇 〇を〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇 〇 〇 〇（競争加入者）の復代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

件 名 筑波大学東京キャンパス文京校舎及び放送大学東京文京学習センター構内警備業務

- 委任事項
- 1 令和 年 月 日筑波大学において行われる上記一般競争入札の開札立合及び再度入札に関する件
 - 2 令和 年 月 日提出期限の上記一般競争入札の入札書作成に関する件（※注2）

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



- (注) 1 この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されることが必要であること。（参考例2を参照）
- 2 事前に提出する入札書を復代理人（入札書記載例2）が作成する場合は、委任事項2が必要となる。競争加入者（代表者）又は代理人（入札書記載例1）が作成する場合は、委任事項2は削除すること。
- 3 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

【参考見積書の提出に係る留意事項】

提出していただく見積書は、応札希望者から本学の契約事務の一環として市場調査するために提出していただく書類です。

したがって、見積書に記載する価格は安易に契約不可能な価格を記載することがないように、且つ、見積書と応札価格に極端な乖離が生じないように仕様書の内容を十分に精査したうえで価格を記入し提出願います。

また、応札価格は提出された見積書の価格と同価又はそれ以下となるよう応札願います。万が一、応札価格が見積書の価格よりも高くなるような事態が生じた場合には、本学の適正な契約手続を妨害した不誠実な行為として、取引停止措置を講じる場合があります。

本学で取引停止措置を講じた場合には、他の国立大学法人や国の関係機関（以下、「国立大学法人等」という。）にその情報が通知されますので、その情報を受けた国立大学法人等においても取引停止措置を講じる場合があることを認識願います。

なお、見積書を提出された応札希望者は、必ず入札に参加していただくようお願いいたします。見積書を提出された応札希望者が入札に参加しない場合、適正な入札執行ができない事態もあり得ることから、上記と同様に本学に対する不誠実な行為として、取引停止措置を講じる事案となり得ることも併せて認識願います。